

携帯電話利用に伴う弊害から子どもを守るために

子どもによる携帯電話の使用・利用について

本年1月30日、文部科学省は全国の小・中学校における携帯電話の取扱いについて、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについて、原則禁止すべきであるとの通知を出しました。

また、2月9日には、教育再生懇談会が、必要のない限り小中学生には携帯電話を持たせない、持たせる場合には通話機能などに限定した携帯電話を持たせるなどを盛り込んだ、第三次報告を行っています。

社団法人日本PTA全国協議会は、さる3月6日にインターネットを取り巻く有害環境から子どもを守るためアピールを出しましたが、今回改めて携帯電話利用に伴う有害情報、生活習慣の乱れなどの弊害から子どもを守るため、次のことをアピールします。

- 一、 原則として、小中学生には携帯電話を持たせないようにする。
- 一、 通学時の安全確保などのため小中学生に携帯電話を持たせる場合は、通話機能など必要な機能に限定した携帯電話（ ）を持たせるようにする。
- 一、 保護者は、情報リテラシー能力を身につけ、子供との話し合いを通じて、子どもの携帯電話の使用や利用についてのルールを作るようにする。

必要な機能に限定した携帯電話（機能限定携帯電話）とは

通話 防犯ブザー 緊急通知機能（電話発信＋居場所通知）
に限定した携帯電話

平成21年 5月27日

社団法人日本PTA全国協議会
会長 曾我邦彦